

共同研究グループ制度規則

昭和57年2月17日 制 定

平成3年2月18日 一部改正

平成25年2月26日 一部改正

平成29年6月29日 一部改正

(目 的)

第 1 条 この共同研究グループ制度設置の目的は、会員の共同参加による自主的な企画、運営により、土木工学および土木事業に関連する共通のテーマに関し、情報・意見の交換を基として調査、研究を進め、学術、技術の水準の向上をはかることにある。

(規定事項)

第 2 条 この規則は、共同研究グループ制度に関する基本事項を規定する。

(公募と申請)

第 3 条 支部は、共同研究グループの参加募集要項を策定し、公募する。

2 共同研究グループに参加を希望するものは、そのグループの中より共同研究グループ代表者（以下「代表者」という。）を定め、代表者は所定の企画書を添えて支部長に申請する。

(承認)

第 4 条 支部長は、前条第2項の企画書を審議し、原則として商議員会にはかつて承認を受けるものとする。

2 支部長は、承認された共同研究グループに対し、その代表者に承認書を送付する。

(構成)

第 5 条 共同研究グループの構成は、構成員5名以上とし、代表者1名を置く。

2 必要に応じ幹事等をおくことができる。

3 代表者は正会員とする。構成員は、会員とする。ただし、調査、研究遂行上必要な場合は、非会員を構成員とすることができる。

(存続期間)

第 6 条 共同研究グループ存続期間は、承認のあった日の翌日以降からその年度末までとする。ただし、前年度に承認のあったときは、当該年度の4月1日から始まる。

2 前項の規定にかかわらず再申請することができる。

(開催)

第 7 条 共同研究グループの会合（以下「共同研究会」という。）は、代表者が招集する。

(成果)

第 8 条 共同研究グループは、その成果を支部長に報告するものとする。

2 共同研究グループは、原則として公開によるワークショップを研究グループ設置の当該年度内もしくは、翌年度に開催するものとする。

(助成金)

第 9 条 共同研究グループの運営に必要な経費に対して、支部は助成金を交付することができる。

2 共同研究グループの運営に必要な旅費等の経費の支出については、別に定める謝金ならびに旅費に関する内規による。

3 助成金は間接経費としての使用は原則として認めない。

(事業報告)

第 10 条 事業経過につき支部長から報告の要求があれば、代表者はこれを30日以内に支部長に報告しなければならない。

(実施期日)

第 11 条 この規則は、平成29年6月29日より改正実施する。

(運用に必要な事項)

第 12 条 この規則の運用に必要な事項に関しては、別に細則で定める。

共同研究グループ制度細則

昭和57年2月17日 制 定
平成3年2月18日 一部改正
昭和59年10月23日 一部改正
平成4年6月23日 一部改正
平成25年2月12日 一部改正

(募集要項)

第 1 条 共同研究グループ制度規則（以下「規則」という。）第3条に定める参加募集要項は、支部長が策定し、毎年11月末日までに会員に周知しなければならない。

(企画書の記載事項)

第 2 条 規則第3条第2項に定める企画書には、次の事項を記載する。

- (1) テーマ（名称）
- (2) 目的と調査、研究事項
- (3) 代表者名、構成員名
- (4) 共同研究会の開催回数と開催予定時期
- (5) その他必要とする事項

(共同研究会)

第 3 条 共同研究会は、規則第7条の規定により代表者の権限で招集し、構成員自らが運営を行う。

- 2 共同研究会を他の団体の会合等と合同して行う場合は、開催1週間前までに支部に届け出るものとする。
- 3 代表者は、共同研究会開催後1か月以内に議事録を支部に提出するものとする。ただし、3月開催の議事録はその月末までとする。

(ワークショップ)

第 4 条 共同研究グループによるワークショップは、支部年次学術講演会と共催することができる。

- 2 ワークショップの開催にあたっては、代表者は次の項目を定め、事前に支部へ通知する。
 - (1) 開催日時
 - (2) 会場及び定員（電話番号、所在地、道順を含む）
 - (3) 共催、協賛の有無
 - (4) その他

(報告書の提出)

第 5 条 共同研究グループは、原則としてその年度内に報告書を支部長に提出する。

- 2 翌年度にワークショップを開催するときは、前項の規定にかかわらず、代表者は、開催後1か月以内に報告書を支部長に提出する。

(助成金)

第 6 条 共同研究グループに対する助成金は、支部が定める。

- 2 支部長は、規則第4条第2項に定める承認書に助成金の交付額を明示するものとする。
- 3 代表者は、助成金を共同研究グループの運営に必要な経費に支出するものとする。

(構成員の承認)

第 7 条 共同研究グループの構成員は、支部長の承認を受けなければならない。ただし、複数の共同研究グループへの参加は認めない。

- 2 共同研究グループの構成に変動、異動が生じたときは、代表者はその都度すみやかに支部に報告し、支部長の承認を受けるものとする。

(実施期日)

第 8 条 この細則は、平成25年2月12日に改正し、平成25年4月1日から実施する。

謝金ならびに旅費に関する内規

昭和47年3月8日	制 定	昭和49年8月9日	一部改正
昭和51年12月1日	一部改正	昭和51年12月27日	一部改正
昭和52年10月5日	一部改正	昭和52年2月7日	一部改正
昭和53年5月10日	一部改正	昭和53年8月2日	一部改正
昭和53年10月13日	一部改正	昭和54年5月30日	一部改正
昭和55年5月7日	一部改正	昭和56年5月8日	一部改正
昭和56年6月24日	一部改正	昭和56年8月5日	一部改正
昭和57年1月6日	一部改正	昭和57年5月7日	一部改正
昭和59年5月9日	一部改正	昭和60年5月8日	一部改正
昭和61年10月15日	一部改正	昭和62年1月7日	一部改正
平成元年5月10日	一部改正	平成2年1月10日	一部改正
平成5年5月7日	一部改正	平成7年5月12日	一部改正
平成18年4月18日	一部改正	平成21年5月9日	一部改正
平成23年10月26日	一部改正	平成25年10月23日	一部改正
平成27年9月10日	一部改正	平成29年10月2日	一部改正

目 次

第1章 総 則

第2章 謝 金

第3条 旅 費

第4条 雑 則

第1章 総 則

(規定事項)

第 1 条 この内規は、支部の講習会・講演会・研修会・座談会・討論会・役員会・委員会等の謝金・旅費等に関する事項を規定する。

(適用範囲)

第 2 条 この内規は、支部職員以外の者について適用する。

- 2 この内規は、委託研究について適用することができる。
- 3 この内規は、第1条に定める会合以外のこれに準ずる会合あるいは行事の場合に適用することができる。
- 4 この内規のうち、特に不都合が生じる場合は、別途協議のうえ決定するものとする。

第2章 謝 金

(原稿執筆料)

第 3 条 原稿執筆料は、別途協議する。

- 2 調査研究委員会、共同研究グループから昇格した委員会の、会員への還元行事におけるテキスト等の原稿執筆料は、原則としてこれを支払わないものとする。

(編集ならびに校正料)

第 4 条 編集ならびに校正料は、別途協議する。

(講演料ならびに出席謝金)

第 5 条 講演料ならびに出席謝金は、次の表によるものとする。

ただし、上欄は会員外、下欄は会員に適用する。

種別	内 容	時間別による講演料ならびに出席謝金 (円)			摘 要
		45分未満	45分～ 90分	90分をこえる 30分までごとに	
1	講演会・講習会・研究会への講師としての講演依頼の場合	15,000	30,000	加算 5,000	税別とする
		7,500	15,000	加算 2,500	
2	小規模な会合への講師・解説者・提起者等として出席依頼の場合	10,000	20,000	加算 2,500	
		5,000	10,000	加算 1,250	
3	役員会・委員会等への外来委員として出席依頼の場合	定額 15,000/回			
		定額 10,000/回			
4	上記以外の場合あるいは上記より難しい場合	別途協議とする			

(司会料ならびに通訳謝金)

第 6 条 司会料ならびに通訳謝金は、次の表によるものとする。上欄は会員外、下欄は会員に適用する。

種別	内 容	謝金 (円)	摘 要
1	講習会・講演会において進行担当の場合、あるいは、見学会における雑務担当の場合	3,500	税別、半日 単位とする
		2,500	
2	研究会・座談会・討論会等において、進行と同時にまとめ役担当の場合	12,500	
		10,000	
3	外国人講演会において通訳を担当する場合	10,000	
		7,500	
4	上記以外の場合、あるいは、上記により難しい場合	別途協議とする	

- 2 支部年次学術講演会一般講演における司会料は、担当の当該講演部門講演概要集の贈呈をもってこれに代えることができる。

第3章 旅 費

(交通費)

第7条 交通費は、原則として、鉄道の旅客運賃、特急料金および指定席料金ならびに船舶の旅客運賃を、路程に応じて支給する。

2 路程の算定は、勤務地から当該会合場所までとする。

3 鉄道の特急料金および指定席料金は、特急を運行する路線で、片道 100km以上を旅行する場合に支給することができる。

4 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、航空機の旅客運賃を支給することができる。支給額は実費とするが、上限は「ビジネスきっぷ」料金とする。

(1) 片道 1,000km以上を旅行する場合

(2) 移動時間が片道4時間を超える場合

(3) 業務上必要と認める場合

5 支部長の命を受けて支部の用務で外国に出張する場合は土木学会役員・委員等外国出張旅費規則を準用する。

(宿泊費)

第8条 宿泊費は、業務上必要と認めた場合に、原則として実費を支給する。ただし、上限は甲地方：10,900円、乙地方：9,800円とする。

(注) 甲地方とは、財務省令で定める地域をいう。乙地方とは甲地方以外の地域をいう。

財務省令で定める地域 (2017.10.現在 *その都度確認すること)
さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、
京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

(パック料金の取扱い)

第9条 交通費と宿泊費が一体になったチケットを利用する旅行等で、交通費、宿泊費毎の実費が不明な場合は、当該料金を支給額とする。

第4章 雑 則

(会合回数の算定)

第10条 同一日に同一場所において継続して行われる2以上の第1条に定める会合あるいは行事に出席した場合は、回数を1とする。

(会合関係者に対する参加資料等の取扱い)

第11条 役員ならびに会合関係者に対する参加費・テキスト・資料等の取扱いは、次の表によるものとする。

会合種別 役員 等種別	講演会・講習会 ・研究会		座談会・討論会		見学会	懇親会 (特別な場 合を除く)	摘 要
	参加費	テキスト ・資料類	参加費	資料類			
元支部長	有 料	有 料	有 料	有 料	有 料	有 料	これにより難 いときは別途 協議とする。
支部長	有 料	無料配布	有 料	無料配布	有 料	有 料	
副支部長	有 料	無料配布	有 料	無料配布	有 料	有 料	
幹 事 長	有 料	無料配布	有 料	無料配布	有 料	有 料	
幹 事	有 料	有 料	有 料	有 料	有 料	有 料	
担当幹事	無 料	無料配布	無 料	無料配布	無 料	有 料	
講師, その他 の依頼者	無 料	無料配布	無 料	無 料	無 料	有 料	

(その他の謝金)

第12条 支部会員その他から業務の提供を受けた場合の謝金は、大阪府最低賃金時間額の50円未満切り上げとする。

なお、複雑な事務および経験者は時給1,500円を上限とし、加算できる。

(その他の旅費)

第 13 条 支部会員その他から業務の提供を受けた場合の旅費は、実費によるほか第 7 条または第 8 条に定めるところによることができる。

(規定外の事項)

第 14 条 この内規に規定されていない事項については、幹事会の議決によるものとする。

(実施期日)

第 15 条 この内規は、平成30年4月1日から改正実施する。